

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(クリスマス期における制限措置の一部緩和)

2020年12月15日
在ギリシャ日本国大使館

12月15日、ギリシャ政府がクリスマス休暇中における制限措置の一部緩和につき官報で発表しましたので、同措置の概要につきまして、お知らせいたします。

1 12月24日(木)、12月25日(金)、1月1日(金)、1月6日(水)の4日のみ、2家族、9人までの人数で集まることを許可する。

※SMSなどによる外出申告の際に選択する番号は「6番」とのことです。

2 12月20日(日)、27日(日)、以下の業種について、午前7時から午後9時までの間の日曜日営業を認める(営業を希望する店舗のみ)。

- (1) 食料品店(スーパーマーケット、パン屋、肉屋等)
- (2) 美容院、理髪店

3 教会では12月25日(金)、1月1日(金)、1月6日(水)の3日のみ、一度に25人までの礼拝を可とする。規模の大きな教会については一度に50人までの礼拝を可とする。

クリスマス期における他の制限措置につきましては、昨日の当館からのお知らせ(下記リンク)をご参照ください。

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100125897.pdf>

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail :consular@at.mofa.go.jp